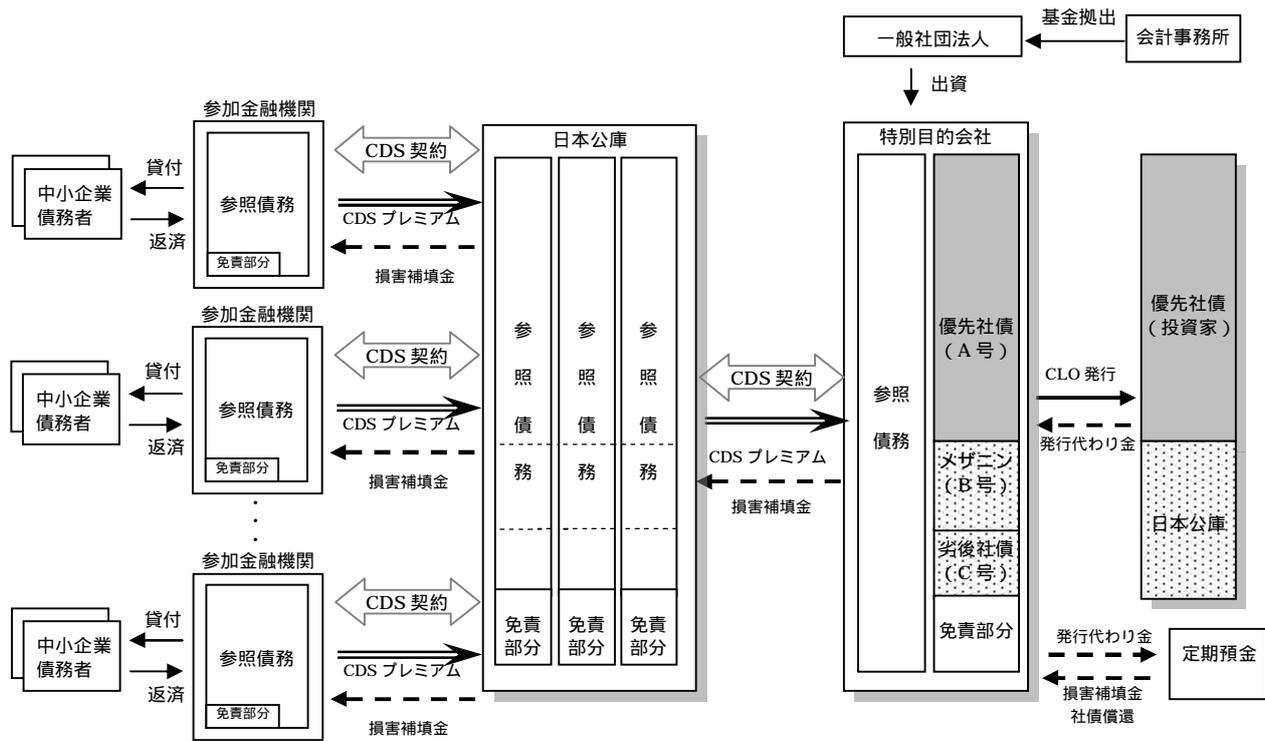


(2) 中小企業事業「買取型」シンセティック方式の概要及び仕組み図



各参加金融機関は、中小企業向けに融資を実行し、それらを参照債務とするクレジット・デフォルト・スワップ契約（以下、CDS 契約という。）を日本政策金融公庫（以下、日本公庫という。）との間で締結する。日本公庫は、参加金融機関と締結した CDS 契約と参照債務を同じにする CDS 契約を特別目的会社との間で締結する。

特別目的会社は、A 号、B 号及び C 号無担保社債（以下、各々 A 号社債、B 号社債、C 号社債という。）を発行し、受領した社債の発行代わり金を適格金融機関に預け入れる。なお、日本公庫は B 号社債（メザニン社債）及び C 号社債（劣後社債）を取得する。

各参加金融機関は日本公庫に対して、日本公庫は特別目的会社に対して、CDS 契約に基づいて 3 カ月ごとにプレミアムを前払いする。特別目的会社は受領したプレミアム及び預金利息を原資として、3 カ月ごとに社債の利息を後払いにて、A 号社債、B 号社債、C 号社債の順に支払う。なお、C 号社債の利払いの一部については、A 号社債、B 号社債が償還されるまで留保される。

参照債務は毎月元本均等で計 36 回返済である。一方、CDS 契約上のプレミアム計算想定元本は、3 ヶ月毎に約定返済相当分について減額される。また、社債の元本は CDS 契約上のプレミアム計算想定元本が減額された分につき、定期預金を原資として償還される。

支払期日における利息は、A 号社債、B 号社債、C 号社債の順に支払われ、元本は A 号及び B 号社債はプロラタ償還され、C 号社債は、基本的に予定償還期日に期日一括で償還される。なお、本件では免責金額が参加金融機関ごと個別に設定され、当初免責比率（免責金額を各金融機関の参照債務で除した比率）が高い金融機関において参照債務の償還が進んだ場合、C 号社債が一部償還することがある。予定償還期日に、個々の参加金融機関において累積ポートフォリオデフォルト金額とクレジットイベントに抵触し未評価となっている債権の合計額が免責金額を超える場合、CDS 契約は最終償還期日まで延長される。

参照債務にクレジットイベントが発生し、その損失額の累計額が予め定められた免責金額を超えた場合、特別目的会社は日本公庫に、日本公庫は各参加金融機関に対して、免責金額を超える超過分について損害補填金として金銭を支払う。免責金額を超えなかった場合には、各社債は満額償還される。